

議案第 77 号

川崎市入江崎余熱利用プールの指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

令和 5 年 3 月 16 日提出

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる 公の施設の名称 及び所在地	指 定 管 理 者		指 定 期 間
	住 所	名称及び代表者名	
川崎市入江崎余 熱利用プール 川崎市川崎区塩 浜 3 丁目 24 番 12 号	東京都渋谷区 道玄坂一丁目 10 番 8 号	東急スポーツオアシス・東急 コミュニティー共同事業体 代表者 株式会社東急スポーツオアシス 代表取締役 山岸 通庸 構成員 株式会社東急コミュニティー 代表取締役 木村 昌平	令和 5 年 3 月 31 日

参考資料

1 東急スポーツオアシス・東急コミュニティー共同事業体の概要

代 表 者 株式会社東急スポーツオアシス

設 立 令和5年3月31日

資本の額 1億円

従業員数 362人

目 的 主に次の事業等を営むことを目的とする。

(1) アスレチック施設・プール・テニスコート・ゴルフ練習場等のスポーツ施設及び温浴施設並びに宿泊施設の経営及び受託

(2) 上記施設内での次の事業の経営及び受託

ア 喫茶店・レストランの経営

イ スポーツ用品店の経営

ウ サウナ風呂及びマッサージ業務営業所の経営

エ 酒・煙草の販売

オ エステティックサロンの経営

カ 整骨院、鍼灸マッサージ院の経営

キ 警備の請負及びその保障に関する事業

(3) 一般旅行業

(4) インターネット・カタログ等による通信販売

(5) 食料品・健康器具及び健康に関する書籍等の販売

(6) 前各号に関する調査・研究・企画等のコンサルティング業務

(7) 前各号に附帯関連する一切の業務

- 事業実績 (1) 川崎市余熱利用市民施設指定管理者
(2) 大阪市立生野屋内プール指定管理者
(3) 大阪市立城東屋内プール指定管理者

構 成 員 株式会社東急コミュニティー

設 立 昭和45年4月8日

資本の額 16億5,380万円

従業員数 10,723人

目 的 主に次の事業等を営むことを目的とする。

- (1) 土地建物の管理、賃貸、売買、仲介及びマンション管理業
- (2) 家具、家庭用電気製品、電気照明器具、室内装飾用品、消火器具、食料品、衣料品、書籍、事務用品、日用雑貨等の販売及びあっせん
- (3) 酒類、米穀、煙草、印紙、切手、はがきの販売
- (4) その他

- 事業実績 (1) 川崎市青少年の家指定管理者
(2) 川崎市民プラザ指定管理者

2 理 由

川崎市入江崎余熱利用プールの指定管理者である「東急スポーツオアシス・東急コミュニティー共同事業体」の代表者「株式会社東急スポーツオアシス」が、令和5年3月31日に新設分割によって新設される「株式会社東急スポーツオアシス」に事業承継されることに伴い、代表者が変更となることから、指定管理者を再指定する必要性が生じたため。